

# 宮城県がん登録管理事業情報提供事務処理要領

平成 30 年 4 月 1 日制定

令和 3 年 1 月 1 日改定

令和 4 年 7 月 1 日改定

令和 5 年 5 月 1 日改定

## (目的)

第 1 宮城県がん登録管理事業（以下「管理事業」という。）において、情報の提供に関する事務処理の明確化を行い、事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

## (運用体制)

第 2 県は、情報の提供依頼申出者に対する一元的窓口機能として、申請を取りまとめ、それぞれの情報について知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織（以下「窓口組織」という。）を設置する。

2 がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第 2 4 条第 1 項に規定される知事の権限及び事務の委任を行った場合は、当該委任を受けた者において窓口組織を設置する。

3 窓口組織は、情報の保護等について、宮城県がん登録管理事業個人情報等管理要領に規定する「業務手順書」に基づき、業務を行うものとする。

## (情報及び定義情報等の保管、整備)

第 3 窓口組織は、情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、様式 1 により、当該組織内における情報及び定義情報等の存在の有無・所在とその保管状況を把握するものとする。

2 前項に規定する保管状況等の把握は年 1 回以上実施するものとする。

## (事前相談への対応)

第 4 窓口組織は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡及び相談等があった場合、法の趣旨及び提供を申し出ることができる者、宮城県がん登録情報利用等審議会（以下「審議会」という。）による審査の要不要及び審査の方向性、利用の制限（秘密保持義務、利用期間及び提供可能な情報）並びに安全管理義務等について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行うとともに、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についての事前相談にも対応するよう努めるものとする。

(提供依頼申出者からの申出文書の受付)

第5 提供依頼申出者(法第20条に係る申出を除く。)は、情報の提供を求める場合、提供を求める情報の種類に応じて、様式2-1による申出文書を、窓口組織に提出するものとする。

2 法第20条に係る提供依頼申出者は、様式2-2による申出文書を、窓口組織に提出するものとする。

(提供依頼申出者)

第6 提供を申し出ることができる者は次に掲げる者とする。

- (1) 法第18条第1項各号に規定される者
- (2) 法第19条第1項各号に規定される者
- (3) 法第20条に規定される者
- (4) 法第21条第8項及び第9項に規定される者

(提供依頼申出者の別と利用目的等の関係)

第7 提供依頼申出者別に、提供を申し出ることのできる情報等については、別表1「提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

(申出時に必要な添付書類等)

第8 申出時に必要な添付書類は次のとおりとする。

1 提供の申出に係る調査研究の目的が、「都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究」のための場合、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 当該情報を利用して実施する調査研究(第18条及び第19条に係る調査研究をいう。)が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明する書類(様式3)

2 提供依頼申出者が、前項の目的のため、行政機関若しくは独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者又は行政機関若しくは独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者(法第17条第1項第2号、第18条第1項第2号)に該当する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 調査研究等の委託等に係る契約書等の写し  
(2) 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写し

(3) 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、様式4-1を提出することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後は速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

- 3 提供の申出に係る調査研究の目的が、「がんに係る調査研究（法第21条第8項及び第9項）」に該当する場合、次に掲げる事項を明らかにすることが必要である。
  - (1) 法人その他の団体が提供依頼申出者である場合は、その代表者を提供依頼申出者とし、本人確認及び所在確認のため、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにする。
  - (2) 個人が提供依頼申出者である場合は、当該個人を提供依頼申出者とし、本人確認及び所在確認のため、当該個人の生年月日及び住所も明らかにする。ただし、複数の個人による申出の場合には、その代表者を提供依頼申出者とする。
- 4 提供依頼申出者が、調査研究の一部を委託する場合は、以下の書類を添付するものとする。
  - (1) 委託に係る契約書の写し
  - (2) 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し
  - (3) 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書や覚書等の写しが添付できないときには、様式4-2を添付することで、委託契約書や覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書や覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

(同意について)

第9 がんに係る調査研究を行う者が、都道府県がん情報の提供を受ける場合、生存者については、当該がん罹患した者から都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ている必要があり、書面等の形式で適切に同意を得ていることが分かる書類を添付するものとする。なお、オプトアウトの方式による（本人の明示的な同意を得ていない）提供は認められない。ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の「第4章第9 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等」に準じることとし、その旨が分かる書類を併せて添付するものとする。

## 2 同意代替措置が講じられている場合について

申出に係る調査研究が、法の施行日（平成28年1月1日）前に、当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものとして次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の都道府県がん情報が提供されることについての同意は必要としない。

- (1) 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が5千人以上である場合
- (2) がんに係る調査研究を行う者が、施行日前からがんに係る調査研究の対象とされ

ている者と連絡を取ることが困難であることにより、同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合

(3) がんに係る調査研究を行う者が、調査研究の対象とされている者の同意を得ることと、調査研究の結果に影響を与えることにより、円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合

3 窓口組織は、前項第2号及び第3号の認定を受けようとする提供依頼申出者から提供の申出を受け付けた場合、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、当該研究への情報の提供に係る審査を審議会で行うものとする。

(申出文書の形式点検)

第10 窓口組織は、提供依頼申出者から申出書を受領した場合、様式5-1に基づき形式点検を行うものとする。

(申出文書の審査)

第11 前条の形式点検により、申出文書が点検内容に適合した場合は、審議会において、様式5-2により審査を行うものとする。ただし、法第20条に基づく病院等への提供に該当する申出の場合は、審議会の意見を聴くこととされていないが、窓口組織が前条の形式点検を行い、疑義があった場合等には、知事は、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

2 知事は、当該都道府県がん情報又は当該都道府県がん情報の特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合は提供の決定について審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、当該都道府県に係る匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合は当該匿名化及び提供の決定について、審議会の意見を聴くものとする。

4 審議会は、第1項に規定する審査を行う際、申出内容が専門的であるなどの事情により、申出文書に記載されている内容だけでは十分に審査ができないとされる場合等においては、提供依頼申出者の立ち会いのもと、当該者への質疑を踏まえて審査を行うことができるものとする。

5 都道府県がん情報又は匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合は、審議会の長が必要と判断した場合に、提供依頼申出者を参考人として出席させる等の対応を行う。

6 審議会は、必要があると認める場合には、提供依頼申出者に対し、資料の追加・修正を求めた上で、再度審査を行うことができる。

(申出文書等の記載事項の変更)

第12 提供依頼申出者は、申出文書等の記載事項に変更が生じた場合、様式2-4及び変更後の記載事項がある様式について改めて提出するものとする。

- 2 知事は、前項の提出があった場合、必要に応じて審議会に意見を聴くこととする。ただし、提供依頼申出者及び利用者の組織名・役職名の変更等、形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更等であって、窓口組織に対し当該変更が生じる旨の連絡を電子メール、その他の適切な方法により行い、変更の応諾を受けている場合については、この限りではない。
- 3 窓口組織はこれらの変更について適正に管理を行うものとする。

(審査結果の通知等)

- 第13 知事は、審議会による審議の結果、申出を応諾した場合は、様式6-1により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。
- 2 知事は、審議会による審議の結果、申出に応諾しない場合は、様式6-2により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、病院等への提供に該当する申出について、申出文書を受理後、速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。
  - 4 知事は、これらの申請状況について様式6-3により適正に管理を行うものとする。

(情報及び定義情報等の提供)

- 第14 窓口組織は、前条に規定する通知をした後、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。
- 2 都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合には、提供依頼申出者から、都道府県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施するものとする。

(情報の提供の手段)

- 第15 窓口組織は、宮城県がん登録管理事業個人情報等管理要領に規定する「業務手順書」に従い、個人情報の保護に留意し、情報の提供を行うものとする。
- 2 窓口組織は、利用者に対し、法第25条から第34条まで、及び法第52条から第60条までの規定により、情報の保護等に関する制限及び義務が課せられること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。

(調査研究成果の公表前の確認)

- 第16 知事は、法第36条に基づき、利用者に対して、公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告させるものとする。
- 2 前項の報告があった場合、窓口組織は主に以下の点について確認し、その成果により識別又は推定することのできるがん罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。
    - (1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと
    - (2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと

(3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること

3 知事は、必要に応じて審議会に意見を聴くものとする。

(利用期間中の対応)

第17 知事は、法第36条に基づき、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。

2 知事は、前項の報告により、問題が解決しないと認めた場合には、法第37条に基づき情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。

3 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(情報の利用期間終了後の処置)

第18 利用者は、提供を受けた情報から生成されるもののうち、申出書類に添付した集計様式又は統計分析の最終結果以外のものについて、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去したり、電子媒体自体を粉碎したりすること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利用後の処置について、様式7により、情報の提供を受けた窓口組織に報告するものとする。

2 知事は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者から情報の取扱いに関する報告等により確認するものとする。

3 知事は、前項による報告により、問題が解決しないと認めた場合には、法第37条により、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。

4 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(利用実績の報告)

第19 利用者は、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、提供を受けた情報の利用実績について様式8により報告を行うものとする。

(不適切利用への対応)

第20 利用者は、法の規定により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条までに規定される罰則が適用される。

(提供状況の厚生労働大臣への報告)

第21 知事は、法第42条に基づき、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする。

(知事による情報の利用)

第22 知事は、法第18条第1項に基づき、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、本県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用する場合は、審議会の意見を聴くものとする。

(法施行前の情報に係る取扱い)

第23 知事は、法第22条第1項第1号に規定される情報の利用及び提供等について、第3から第19まで、及び第22の規定を準用し取り扱うものとする。

(その他)

第24 この要領に定めるもののほか、宮城県がん登録管理事業における情報提供に係る事務処理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文	備考
<p>○国立がん研究センターを含む、国の他の行政機関及び独立行政法人</p> <p>○国の行政機関若しくは独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</p> <p>○上記に準ずる者として省令第19条で定める者</p>	<p>国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>全国がん登録情報又は特定匿名化情報</p>	<p>第17条</p>	
	<p>上記以外（がんに係る調査研究のため）</p>	<p>全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報</p>	<p>第21条第3項、第4項、第8項及び第9項</p>	<p>「がんに係る調査研究を行う者」に同じ</p>
<p>○都道府県知事からがん登録事業委託を受けた機関</p>	<p>当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>都道府県がん情報</p>	<p>第18条</p>	
<p>○当該都道府県が設立した地方独立行政法人</p> <p>○地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</p> <p>○上記に準ずる者として当該都道府県知事が定める者</p>	<p>当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって、当該都道府県の住民であった者に係るもの</p>	<p>第21条第1項</p>	
	<p>上記以外（がんに係る調査研究のため）</p>	<p>全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報</p>	<p>第21条第3項、第4項、第8項及び第9項</p>	<p>「がんに係る調査研究を行う者」に同じ</p>



○市町村の長 ○当該市町村が設立した地方独立行政法人 ○当該市町村又は地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として当該市町村の長が定める者	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	都道府県がん情報	第 19 条	
	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	第 19 条第 1 項の規定により提供を受けることができる都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって、当該市町村の住民であった者に係るもの	第 21 条第 2 項	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第 21 条第 3 項、第 4 項、第 8 項及び第 9 項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
○がんに係る調査研究を行う者	がんに係る調査研究を行うため	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第 21 条第 3 項、第 4 項、第 8 項及び第 9 項	
○病院等の管理者	当該病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため	当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報	第 20 条	

様式 1

都道府県がん情報及びその匿名化が行われた情報の管理リスト関係

情報名	罹患年次	情報確定年月日	定義情報等			提供可否/根拠
			データレイアウト	コード表	備考	
例) 都道府県がん情報年次確定集約情報(登録情報)	2016年	2018年12月 日	有 (別紙)	有	最終生存確認日は2016年12月31日	第18条、第21条
例) 特定匿名化情報	2016年	年 月 日	有	有	最終生存確認日は2016年12月31日	
例) 病院等への提供情報	2016年	年 月 日	有	有	最終生存確認日は2016年12月31日	第20条

(別紙：様式1関係)

登録情報 (令和4年5月27日現在)

	項目名(ヘッダ)	データ型	文字数	コード備考(※1:コード定義あり ※2 がん死亡者情報票のみの登録を含む)
1	行番号	数値型	10	ファイル内で1から連番
2	提供情報患者番号	数値型	10	ファイル内で1から連番で、同じ患者に同じ番号を採番
3	多重がん番号	数値型	3	0:多重がんなし 1以上:多重の順
4	性別	文字列型	1	0:男女の診断 1:男性 2:女性
5	診断時年齢	数値型	3	
6	診断時年齢(小児用)	数値型	28	
7	診断時患者住所	文字列型	200	町・字・丁目までの住所表記
8	診断時患者住所市区町村コード	文字列型	5	
9	診断時患者住所保健所コード	文字列型	2	
10	診断時患者住所医療圏コード	文字列型	2	
11	診断時患者住所都道府県コード	文字列型	2	
12	側性	文字列型	1	1:右側 2:左側 3:両側 7:側性なし 9:不明
13	局在コード(ICD-0-3)	文字列型	4	ICD-0-3局在(T)コードに準ずる
14	診断名(和名)	文字列型	128	
15	形態コード(ICD-0-3)	文字列型	4	ICD-0-3形態(M)コードに準ずる
16	性状コード(ICD-0-3)	文字列型	1	0:良性 1:良性又は悪性の別不詳 2:上皮内癌 3:悪性
17	分化度(ICD-0-3)	文字列型	1	1:異型度Ⅰ、高分化(型) 2:異型度Ⅱ、中分化(型) 3:異型度Ⅲ、低分化(型) 4:異型度Ⅳ、未分化(型)、退形成 5:T細胞 6:B細胞、前B細胞、B前駆細胞 7:ヌル細胞、非T・非B細胞 8:NK細胞、ナチュラルキラー細胞 9:異型度、分化度もしくは細胞型が未定、未記載、もしくは適応外
18	組織診断名(和名)	文字列型	128	
19	ICD-10コード	文字列型	4	
20	ICD-10(和名)	文字列型	128	
21	IARC-ICCC3(小児用がん分類)	文字列型	6	
22	ICCC(英名)	文字列型	128	
23	診断根拠	文字列型	1	0:死亡者情報票情報のみ

				1:原発巣の組織診 2:転移巣の組織診 3:細胞診 4:部位特異的腫瘍マーカー (AFP、HCG、VMA、免疫グロブリン の高値) 5:臨床検査 6:臨床診断 9:不明
24	診断年	文字列型	4	
25	診断年月日	文字列型	8	
26	診断日精度	文字列型	1	0:完全な日付 1:閏年以外の 2/29 2:日のみ不明 3:月を推定 4: 月・日が不明 5:年を推定 9:日付 なし
27	発見経緯	文字列型	1	1:がん検診・健康診断・人間ドッ ク 3:他疾患の経過観察中の偶然発見 4:剖検発見 8:その他 9:不明 null:死亡者情報票情報のみ
28	進展度・治療前	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節転移 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明 null:死亡者情報票情報のみ
29	進展度・術後病理学的	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節転移 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 660:手術なし又は 術前治療後 777:該当せず 499:不 明 null:死亡者情報票情報のみ
30	進展度・総合	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節転移 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明 null:死亡者情報票情報のみ
31	外科的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 null:死亡者情報票情報のみ
32	鏡視下治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 null:死亡者情報票情報のみ
33	内視鏡的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 null:死亡者情報票情報のみ
34	観血的(外科的・鏡視下 的・内視鏡的)治療の範囲	文字列型	1	1:腫瘍遺残なし 4:腫瘍遺残あり 6:観血的治療なし 9:観血的治療の実施の有無不明又

				はDCOである場合を含む、腫瘍の遺残の有無不明 null:死亡者情報票情報のみ
35	放射線療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 null:死亡者情報票情報のみ
36	化学療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 null:死亡者情報票情報のみ
37	内分泌療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 null:死亡者情報票情報のみ
38	その他治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明 null:死亡者情報票情報のみ
39	初診病院コード	文字列型	5	
40	初診病院都道府県コード	文字列型	2	
41	初診病院保健所コード	文字列型	2	
42	初診病院医療圏コード	文字列型	2	
43	初診病院住所	文字列型	200	都道府県-郡市区町村-町字で表記
44	診断病院コード	文字列型	5	
45	診断病院都道府県コード	文字列型	2	
46	診断病院保健所コード	文字列型	2	
47	診断病院医療圏コード	文字列型	2	
48	診断病院住所	文字列型	200	都道府県-郡市区町村-町字で表記
49	観血的治療病院コード	文字列型	5	
50	観血的治療都道府県コード	文字列型	2	
51	観血的治療病院保健所コード	文字列型	2	
52	観血的治療病院医療圏コード	文字列型	2	
53	観血的治療病院住所	文字列型	200	都道府県-郡市区町村-町字で表記
54	放射線治療病院コード	文字列型	5	
55	放射線治療病院都道府県コード	文字列型	2	
56	放射線治療病院保健所コード	文字列型	2	
57	放射線治療病院医療圏コード	文字列型	2	
58	放射線治療病院住所	文字列型	200	都道府県-郡市区町村-町字で表記
59	薬物治療病院コード	文字列型	5	
60	薬物治療病院都道府県コード	文字列型	2	
61	薬物治療病院保健所コード	文字列型	2	
62	薬物治療病院医療圏コード	文字列型	2	
63	薬物治療病院住所	文字列型	11	都道府県-郡市区町村-町字で表記
64	原死因 (ICD-10)	文字列型	4	
65	原死因 (和名)	文字列型	128	

66	生死区分	文字列型	1	0:生存 1:死亡
67	死亡日/最終生存確認日資料源	文字列型	1	生存の場合は R 死亡の場合は R、C、NC R:届出票 C:原死因ががんの死亡者情報票 NC:原死因ががん以外の死亡者情報票
68	生存期間 (日)	数値型	5	
69	DCI 区分	文字列型	1	1:DCI である 2:DCI でない
70	DCO 区分	文字列型	1	1:DCO である 2:DCO でない
71	患者異動動向	文字列型	1	当該がんに関する情報の診断時患者住所都道府県と届出病院の都道府県が 1:すべて同一 2:すべて異なる 3:一つでも異なる
72	患者受療動向	数値型	1	当該腫瘍に関する情報の診断時患者住所都道府県と届出病院の都道府県が 1:すべて一致(自県病院のみ受診) 2:不一致を含む(他県病院にも受診)
73	統計対象区分	数値型	1	1:統計対象である 2:統計対象ではない
74	生存率集計対象区分	文字列型	1	0:生存率集計対象外 1:生存率集計対象(性状コードが3で多重がん番号が最小) 2:生存率集計対象(区分1を除く第1がんを問わず性状3のもの) 3:生存率集計対象追加候補①(第1がんの性状0~2) 4:生存率集計対象追加候補②(第1がんを含まない性状0~2) ※1 統計対象ではない ※2 DCO である
75	集計用市区町村コード	文字列型	5	
76	死亡年月	文字列型	6	